

日本保険医学会認定医の更新申請について

日本保険医学会
認定医制度委員会

日本保険医学会認定医制度規則及び施行細則に基づき、認定医資格の更新申請の受付を行います。

記

1. 申請資格

- (1) 日本国の医師免許を有していること
- (2) 本会会員であること
- (3) 施行細則に定める生涯教育基準に従い必要な単位を履修していること
 - ① 生涯教育は認定された年の4月1日より開始します。
 - ② 5年間で必要な単位を履修しえないものは認定医資格を留保します。留保は1回につき1年間、連続3回（計3年間）限りとします。留保期間中に必要な単位を履修しえない場合は認定医資格を喪失します。留保期間中に必要な単位を履修した後、下記に示す「更新申請の手続き」に従って更新申請してください。
- (4) 更新申請する年の4月1日時点で満60歳に到達している認定医と名誉会員の資格は自動更新となりますので、更新申請書（自動更新）を提出してください。ただし、留保期間中に満60歳に到達した場合、自動更新は次回更新時より適用します。

2. 更新申請の手続き

- (1) 更新申請書類の配布と提出期限
各所属団体の評議員を通じて配布しますので、2月末日までに本学会事務局へ提出してください。なお、研究会員は本学会事務局へ更新申請書類送付を依頼してください。
- (2) 申請書類
 - ① 認定医更新申請書
 - ② 学会参加基準・記録表
 - ③ 学術集会出席・参加証貼付用紙
 - ④ 学術講演動画視聴パスワード記入表
 - ⑤ 更新用自己研修基準・研修記録表
 - ⑥ 更新料の振込領収書（払込金受領証）（A4版コピー）
団体毎に一括納入する場合はフリガナ付き申請者氏名の一覧表を添付ください。
- (3) 更新料および振込先
金額：5,000円
振込先：三井住友銀行 丸ノ内支店 普通 0021307
日本保険医学会 会計幹事 志賀 大（シガ マサル）

なお、納付された手数料は事情の如何によらず返還しません。

3. 自動更新を申請する場合

更新申請書（自動更新）を提出してください。申請書類のうち、「② 学会参加基準・記録表」「③ 学術集会出席・参加証貼付用紙」「④ 学術講演動画視聴パスワード記入表」「⑤ 更新用自己研修基準・研修記録表」「⑥ 更新料の振込領収書」の提出は不要です。

4. 個人情報の取扱い

- (1) 認定医制度委員会では、受験申請により取得した氏名、住所等の個人情報は、本学会事務局における受験申請の事務処理、申請書類等に不備があった場合の連絡、試験の実施、合格者発表、合格された場合の関係書類の送付等のために利用します。
- (2) 申請書類等に不備があった場合には、その訂正・補完を迅速に行っていただくために、提出した申請書類等に不備があることを、所属会社の評議員宛に通知する場合があります。
- (3) 認定医試験に係る個人情報は、合否判定、合格者の認定申請の案内および認定の適否審査、認定医制度に関する業務及び調査（認定医試験の改善や受験動向の調査・分析等）を行う目的をもって認定医制度委員会が管理します。他の目的での利用及び本学会会長・認定医制度委員ならびに本学会事務局の関係職員以外への提供は行いません。